

**Yellow Hat**

2019年2月15日

各位

会社名 株式会社イエローハット
 代表者名 代表取締役社長 堀江 康生
 (コード番号 9882 東証第一部)
 問合せ先 人事総務部長 大江 基史
 (Tel: 03-6866-1681)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年2月15日開催の取締役会において、以下のとおり、株式の分割及び分割に伴う定款の一部変更について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を下げ、投資しやすい環境を整えることにより、流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的といたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2019年3月31日(日曜日)を基準日(同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2019年3月29日(金曜日))として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	24,961,573株
② 今回の分割により増加する株式数	24,961,573株
③ 株式分割後の発行済株式総数	49,923,146株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	106,067,490株

(3) 日程

① 基準日公告日	2019年3月14日(木曜日)
② 基準日	2019年3月31日(日曜日)※
③ 効力発生日	2019年4月1日(月曜日)

※同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2019年3月29日(金曜日)です。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示します)

現行	変更後
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は <u>53,033,745</u> 株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は <u>106,067,490</u> 株とする。

(3) 定款変更の日程

定款変更の効力発生日 : 2019年4月1日(月曜日)

4. その他

(1) 資本金について

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

(2) 配当について

今回の株式分割は、2019年4月1日を効力発生日としておりますので、2019年3月31日を基準日とする2019年3月期の期末配当は、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

(3) 株主優待制度について

株主優待制度につきましては、今回の株式分割に伴う贈呈基準の変更は行いません。

<ご参考> 株主優待制度

最低必要株式数	100株
割当基準月	3月、9月
種類	割引券
優待内容	全国の「イエローハット」「2りんかん」「SOX」の各店舗及び「イエローハット車検センター」でご利用いただけるお買物割引券(300円割引券)を送付いたします。1回のお買上げ金額1,000円(税込み)毎に1枚ご使用いただけます。
100株以上 1,000株未満	割引券10枚(3,000円分)
1,000株以上 3,000株未満	割引券25枚(7,500円分)
3,000株以上 5,000株未満	割引券40枚(12,000円分)
5,000株以上	割引券50枚(15,000円分)

以上